

# 福島高教組 共済金のお支払について

福島高教組では、「組合員全員一律保障」を実施しています。この制度は満65歳未満の方で、健康な方であれば誰でも加入することができる、組合員全員で加入する助け合いの共済制度です。

「福島高教組セット共済」をご利用いただいている方については、万一の際は是非共済金の請求を忘れずに行っていただきますよう、お願いいたします。

## ◆一律保障内容

全員一律加入保障内容（2017年4月）

加入口数	月掛金	病気等による 死亡・重度障 がい	不慮の事故等による		
			死亡	後遺障がい	入院(日額)
10口	510円	100万円	200万円	200～4万円	1,000円

## ◆任意加入時の保障内容

	加入口数	月掛金	病気等による 死亡・重度障がい	不慮の事故による		病気による		
				死亡	後遺障がい	入院(日額)		
組合員	既加入継続のみ	140口	7,750円	1,400万円	2,800万円	2,800～56万円	9,000円	3,000円
		130口	7,280円	1,300万円	2,600万円	2,600～52万円		
		120口	6,810円	1,200万円	2,400万円	2,400～48万円		
		110口	6,340円	1,100万円	2,200万円	2,200～44万円		
		100口	5,870円	1,000万円	2,000万円	2,000～40万円		
	新規加入・継続	90口	5,400円	900万円	1,800万円	1,800～36万円	8,000円	
		80口	4,890円	800万円	1,600万円	1,600～32万円		
		70口	4,380円	700万円	1,400万円	1,400～28万円		
		60口	3,870円	600万円	1,200万円	1,200～24万円		
		50口	3,360円	500万円	1,000万円	1,000～20万円		
		40口	2,850円	400万円	800万円	800～16万円		
		30口	2,340円	300万円	600万円	600～12万円		
		20口	1,560円	200万円	400万円	400～8万円		
† 10口	780円	100万円	200万円	200～4万円	1,000円	1,000円		



## ◆共済金の請求事例



万一事故が発生した場合、どのようなケースが対象になるのか、請求には何の書類が必要になるのか、不明点が多いかと思えます。

例として、実際に起こり得る不慮の事故のケースについて、請求方法をご紹介します。(一律10口加入の場合)

### ケース1

業務中に階段で転倒、病院に行き、翌日から3日入院した。

- ・お支払金額 <3日×1,000円=3,000円>
- ・請求に必要な書類 ⇒裏面をご参照ください。



### ケース2

道路を歩いていたところ車にはねられ足を骨折、7日間入院した。

- ・お支払金額 <7日×1,000円=7,000円>
- ・請求に必要な書類 ⇒裏面をご参照ください。



## ◆不慮の事故とは…

不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。

下記のようなケースで入院等された場合、お支払いの対象となります。

- ・鉄道、自動車、その他道路交通機関との事故
- ・医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒
- ・飛行機等の不慮の墜落
- ・他殺および他人の加害による損傷
- ・感染症(コレラ、結核、細菌性赤痢など)



## 【問い合わせ先】

全労済福島推進本部

<福島支所>	〒960-8540 福島市荒町1-21	TEL 024-522-6025
<郡山支所>	〒963-8017 郡山市長者1-7-15	TEL 024-933-6031
<会津支所>	〒965-0026 会津若松市平安町3-3	TEL 0242-22-6031
<いわき支所>	〒970-8026 いわき市平字堂の前22	TEL 0246-25-6031
<白河支所>	〒961-0856 白河市新白河3-98	TEL 0248-22-6031
<相双支所>	〒975-0015 南相馬市原町区国見町3-5-18	TEL 0244-24-6031

